

3D-FFS 技術フォーラム 規約(総会承認版)

(名称)

第1条 本会は、3D-FFS 技術フォーラム (略称 3DFFSF) と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都立川市高松町1丁目24番地11号ブロードマンション205号、株式会社セイコーウェブ内に置く。

(目的)

第3条 本会は、3次元計測技術及び供用適性 (Fitness-For-Service, FFS) 評価技術の向上と適用の拡大促進に関する活動・事業を行うことにより、産業設備と社会インフラの維持・保全技術の向上を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、年に3回程度の技術フォーラムを開催し、次の活動・事業を行う。

- (1) 3次元計測技術の向上のための実技研修
- (2) 3次元計測技術の定着化及び新規分野展開方法などの検討
- (3) 産業設備や社会インフラ構造物の FFS 評価技術の研鑽・調査・検討
- (4) 参加会員相互の情報交換
- (5) その他、目的の達成に必要な活動・事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 企業会員は、この会の目的に賛同し入会した企業とする。
- (2) 個人会員は、この会の目的に賛同し入会した個人とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(書式1)を事務局に提出し、会費を納めなければならない。

(年会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。(附則2, 3参照)

- (1) 企業会員 50,000円
 - (2) 個人会員 5,000円
- 2 年度途中で入会する会員は、残りの期間が3カ月を切った場合、年会費を半額とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 個人会員本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

3 退会に当たり、納入済みの年会費は返還しない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 座長
- (2) 座長補佐
- (3) 監査役
- (4) 顧問
- (5) 事務局長

2 1項に定める役員は、会員の互選により選出し、総会の承認を得る。ただし、顧問は学識経験者とし、年会費を免除する。

3 1項に定める役員は、他の役員との兼務はできない。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、無報酬とする。

(職務)

第10条 座長は、本会を代表し、その活動・事業を統括する。

2 座長補佐は、座長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の会計を監査する。

4 顧問は、会の運営に当たり、座長、座長補佐に対し、適切な助言を行う。

5 事務局長は、第13条、第15条、第17条の事務局職務を統括する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、企業会員と個人会員をもって構成し、年度末に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の制定と改廃
- (2) 当該年度の事業報告及び収支決算見込み、前年度の正式な収支決算書
- (3) 翌年度の事業計画
- (4) 翌年度役員を選任又は当該年度役員を解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席と委任状をもって成立する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員および事務局を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない事項の執行に関し、議決する。

(事業計画および報告)

第15条 事務局長は、総会開催前に事業報告書、収支決算書(見込み)、次年度事業計画案、および次年度予算案を作成し、座長の確認、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、8月1日に始まり、翌年7月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務(出納を含む)を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項は、総会の議決で定める。

(変更)

第19条 この規約の変更は、総会において、出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規約は、2015年8月1日から施行する。
- 2 第7条(1)企業会員会費に関し、3次元計測装置を購入し、本フォーラムの会員となることを希望する企業は、購入品納品日より1年間は会費支払いを免除する。
- 3 第7条(2)個人会員会費に関し、本フォーラムの個人会員となることを希望する公益法人及び大学法人に所属する個人は、座長の承認を得た上で会費支払いを免除する。
- 4 事務局長は、必要に応じて、座長の承認を得た上で、フォーラムへ個人を招待することができる。

附則

- 1 この改正は、2023年7月18日から施行する。

以上

書式1

3D-FFS 技術フォーラム 入会申込書

申し込み日: _____

申し込む事業年度: _____

入会を希望する会員の種類:(いずれかに✓)

企業会員(年会費 50,000 円)

個人会員(年会費 5,000 円)

(※消費税対象外)

印



申込者情報:

企業名ないし個人名: _____

企業ないし個人住所: _____

電話番号: _____

電子メール: _____

送付先:

3DFFSF 事務局

〒190-0011

東京都立川市高松町1-24-11 ブロードマンション 205 号

(株)セイコーウェブ内、3DFFSF 事務局

TEL: 042-595-7041